

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 19 年 3 月臨時会

平成 19 年 3 月 28 日

## 目 次

平成19年3月臨時会

3月28日（水曜日）

出欠議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
市川広域連合長あいさつ	2
開会	3
開議	3
仮議席の指定	3
議長の選挙	3
小野健一郎君あいさつ	4
副議長の選挙	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案上程（議会案第1号、議会案第2号）	5
提案理由の説明……………菅井儀一君	6
質疑	6
討論	6
採決	6
議案上程（報第1号～報第4号）	6
提案理由の説明……………佐藤事務局長	6
質疑	7
討論	7
採決	7
議案上程（議第1号）	8
提案理由の説明……………市川広域連合長	8
補足説明……………岩田事務局次長	8
質疑	9
討論	9
採決	9
議案上程（議第2号～議第8号）	10
提案理由の説明……………佐藤事務局長	10
質疑	11
討論	11

採決	1 1
議案上程（議第 9 号）	1 1
提案理由の説明……………佐藤事務局長	1 1
質疑	1 1
討論	1 1
採決	1 2
議案上程（議第 1 0 号）	1 2
提案理由の説明……………市川広域連合長	1 2
質疑	1 2
討論	1 2
採決	1 2
議案上程（議第 1 1 号）	1 3
提案理由の説明……………市川広域連合長	1 3
質疑	1 3
討論	1 3
採決	1 3
議案上程（議第 1 2 号）	1 3
提案理由の説明……………市川広域連合長	1 3
質疑	1 4
討論	1 4
採決	1 4
議案上程（議第 1 3 号）	1 4
提案理由の説明……………市川広域連合長	1 4
質疑	1 4
討論	1 4
採決	1 5
議案上程（議第 1 4 号）	1 5
提案理由の説明……………市川広域連合長	1 5
質疑	1 5
討論	1 5
採決	1 5
選挙管理委員の選挙	1 6
議案上程（議会案第 3 号）	1 6
提案理由の説明……………菅井儀一君	1 6
質疑	1 6
討論	1 7
採決	1 7
閉会	1 7

平成19年3月28日（水曜日）

出欠議員氏名

○出席議員（15名）

1番	佐藤 誠六議員	2番	加藤 孝議員
3番	森 俊悦議員	4番	後藤 和信議員
5番	岡崎 賢治議員	6番	三浦庄三郎議員
8番	高橋榮一郎議員	9番	伊藤 一雄議員
10番	寒河江 信議員	11番	大沼 久議員
12番	小野健一郎議員	13番	阿部 寿一議員
14番	渋谷 耕一議員	15番	菅井 儀一議員
16番	梅木 隆議員		

○欠席議員（1名）

7番 後藤栄治郎議員

○説明のため出席した者

広域連合長	市 川 昭 男	副広域連合長	小野寺 喜一郎
副広域連合長	安 部 三十郎	政策調整会議委員	土 田 正 剛
政策調整会議委員	遠 藤 直 幸		
事務局長	佐 藤 吉 幸	事務局次長	岩 田 雅 史

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	佐 藤 吉 幸	事務局次長（兼務）	岩 田 雅 史
書記	佐 藤 光 弥	書記	白 澤 修

○議事日程第1号

平成19年3月28日（水）午後1時00分 開議

- 第1 議長の選挙
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議席の指定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 会期の決定
- 第6 議会案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の設定について
- 第7 議会案第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の設定について
- 第8 報第1号 専決処分の承認について（平成18年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算）
- 第9 報第2号 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合公告式条例他11件の条例の制定についての専決処分について）

- 第 10 報第 3 号 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合と山形県との間の公平委員会の事務委託に関する規約の制定についての専決処分について）
- 第 11 報第 4 号 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合と山形県消防補償等組合との間の非常勤職員に対する公務災害補償の事務委託に関する規約の制定についての専決処分について）
- 第 12 議第 1 号 平成 19 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 13 議第 2 号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の設定について
- 第 14 議第 3 号 山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数に関する条例の設定について
- 第 15 議第 4 号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の設定について
- 第 16 議第 5 号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の設定について
- 第 17 議第 6 号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の設定について
- 第 18 議第 7 号 山形県後期高齢者医療広域連合の財政説明書の作成及び公表に関する条例の設定について
- 第 19 議第 8 号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 20 議第 9 号 山形県後期高齢者医療広域連合広域計画について
- 第 21 議第 10 号 山形県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の設置について
- 第 22 議第 11 号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第 23 議第 12 号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第 24 議第 13 号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第 25 議第 14 号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 第 26 選挙管理委員の選挙
- 第 27 議会案第 3 号 広域連合長の専決処分事項の指定について

~~~~~

○本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

~~~~~

○事務局長（佐藤吉幸君） 定刻でございます。臨時会の開会に先立ちまして、市川広域連合長よりごあいさつを申し上げます。

### 市川広域連合長あいさつ

○広域連合長（市川昭男君） 本日は、山形県後期高齢者医療広域連合議会臨時会にあたり、議員の皆様には、年度末の公務のご多忙のところ、遠路ご出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年 6 月の医療制度改革関連法の成立を受けまして、本県におきましては、8 月 1 日に広域連合設立準備委員会を設置して準備を進めてまいりましたが、皆様のご協力によりま

して、12月の市町村議会において、県内すべての市町村から広域連合規約を議決いただき、おかげ様で2月1日に無事、山形県後期高齢者医療広域連合を設立することができました。

このたびの臨時会は、広域連合初の議会であり、広域連合組織に関する条例及び19年度予算を中心とした21件の議案についてご審議いただくこととなります。今回は初の議会であることから、議案が多数にわたりますが、よろしくご審議くださるようお願いを申し上げます。

なお、広域連合を円滑に運営していくための協議機関として、私を含めた8名で政策調整会議を組織しておりますが、本日はそのうち、小野寺遊佐町長さん、安部米沢市長さん、土田東根市長さん、遠藤山辺町長さんにもご出席いただいておりますことをご紹介申し上げて、私からのあいさつとさせていただきます。

---

○事務局長（佐藤吉幸君） それでは御説明申し上げます。

本日は、広域連合設立後、初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、三浦庄三郎議員が年長議員ですので、臨時議長をお務めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 午後1時03分 開議

○臨時議長（三浦庄三郎君） 年長の故をもって、議長を選出するまでの間、臨時議長をしますので、よろしくお願いいたします。

これより、3月19日告示、招集されました、平成19年3月山形県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会します。

本日の欠席通告者は、後藤栄治郎議員です。出席議員は定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きますが、この際、議事の進行上、仮議席を指定します。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

本日の議事は、議事日程第1号によって進めます。

お諮りします。

議事の進行については、広域連合議会会議規則が制定されておりませんが、今議会に議員提出議案、議会案第1号として提案される山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案に準じて進めていきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（三浦庄三郎君） ご異議なしと認めます。

よって、これより議事の進行につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則案によって進めることにいたします。

---

#### 議長の選挙

これより、日程第1 議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（三浦庄三郎君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（三浦庄三郎君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に、小野健一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました小野健一郎議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（三浦庄三郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小野健一郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました 小野健一郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第 27 条第 2 項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました 小野健一郎議員からご挨拶があります。

---

#### 小野健一郎君あいさつ

○12 番（小野健一郎君） 小野健一郎であります。臨時議長より指名推選を賜り議長に就任できますこと、誠に光荣であり、感激をいたしております。山形県後期高齢者医療広域連合議会の円滑な運営に全力を傾注してまいり所存であります。議員各位のご意見、ご出席をいただきながら議会に務めてまいりますことを申し上げ、加えて感謝と御礼を申し上げ、ご挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（三浦庄三郎君） 以上で臨時議長の職務は終わりました。みなさまのご協力に感謝申し上げ、議長と交代します。小野健一郎議長、議長席にお着き願います。

---

#### 副議長の選挙

○議長（小野健一郎君） それでは、日程第 2 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第 10 条第 1 項の規定による選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に後藤栄治郎議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました 後藤栄治郎議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました後藤栄治郎議員が副議長に当選されました。

なお、本日、後藤栄治郎議員は体調不良により欠席であります。

---

#### 議席の指定

○議長(小野健一郎君) それでは、日程第 3 議席の指定を行います。

会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議長において議席を定めます。現在の仮議席を議席に定めます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長(小野健一郎君) 続きまして、日程第 4 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 59 条の規定により、議長において指名いたします。

1 番 佐藤誠六議員、2 番 加藤孝議員、両名を指名します。

---

#### 会期の決定

○議長(小野健一郎君) 日程第 5 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日と決定いたしました。



### 議案第1号ほか議案1件

○議長（小野健一郎君） 日程第6 議案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の設定について並びに日程第7 議案第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の設定についての議案2件を一括上程のうえ、議題といたします。提出議員の説明を求めます。

○15番（菅井儀一君） ただいま上程されました議案第1号及び議案第2号について、提出者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

最初に議案第1号 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の設定についてであります。本議案は地方自治法第120条の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合議会の会議の運営に関する手続等を定めようとするものであります。

次に、議案第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例の設定についてであります。本議案は地方自治法第138条第2項の規定に基づき、議会の庶務的事務の処理等のため議会事務局を設置しようとするものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

---

### 質 疑

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

### 討 論

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第6 議案第1号及び日程第7 議案第2号の議案2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第6 議案第1号及び日程第7 議案第2号の議案2件については原案のとおり可決されました。

---

### 報第1号ほか議案3件

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第8 報第1号から日程第11 報第4号までの議案4件について、一括上程のうえ、議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただいま上程されました報第1号から報第4号までの議案4件

についてご説明申し上げます。

報第1号は、平成18年度広域連合一般会計予算の専決でございます。

平成18年度の広域連合予算につきましては、2月1日の広域連合設立に伴い、広域連合として計上すべき予算となっており、広域連合議会を招集する暇がなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

予算の内容といたしましては、議会費と2月、3月分の市町村から広域連合事務局への派遣職員の人件費を計上しております。なお、前身となります設立準備委員会予算と併行しており、その他消耗品等の経費につきましては、準備委員会予算からの支出となります。

続いて、報第2号は、広域連合公告式条例他11件の条例制定の専決処分であります。これら12件の条例は、2月1日に広域連合が設立したことに伴い、即日、施行を必要とした条例であるため、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長が専決処分したものであります。

報第3号は、広域連合と山形県との公平委員会の事務の委託にかかる規約の制定についてであります。公平委員会の事務については、広域連合独自で公平委員会を持つには、その事務量から鑑みて効率的でないため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を定め山形県に事務の委託を行うこととしたものですが、広域連合の設立当初から委託する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたものであります。

報第4号につきましては、本日議会を開催するにあたり、非常勤の職員、本広域連合の議会議員があたると解されるわけでございますが、公務災害発生時に対応するため、広域連合非常勤職員の公務災害補償に関する条例の制定を専決処分としております。公務災害補償の事務については、専門的見地等を要することから、山形県消防補償等組合に事務を委託することとし、また、本日の議会開会前に有効とする必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 質 疑

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

- 議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

- 議長（小野健一郎君） これより日程第8 報第1号から日程第11 報第4号までの議案4件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

日程第 8 報第 1 号から日程第 11 報第 4 号までの議案 4 件については、承認することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第 8 報第 1 号から日程第 11 報第 4 号までの議案 4 件については、承認することに決しました。

---

### 議第 1 号

○議長(小野健一郎君) 日程第 12 議第 1 号 平成 19 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。連合長。

○広域連合長(市川昭男君) 議第 1 号 平成 19 年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。

予算総額は 4 億 6,700 万円であり、歳出の主なものとしましては、市町村からの派遣職員に係る人件費及び広域連合の電算処理システム経費が主なものであります。また、これに対応する歳入といたしまして、市町村負担金 4 億 6,697 万円を計上しております。

なお、詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○議長(小野健一郎君) 細部について、事務局の説明を求めます。

○事務局次長(岩田雅史君) 平成 19 年度一般会計予算につきまして、ご説明させていただきます。

事前にお配りしております議案に字句訂正・乱丁がございましたので、本日もお配りしております予算関係の議案書をお願い申し上げます。

恐れ入りますが、予算議案の 2 枚目に添付しております事項別明細書によりまして説明申し上げます。

最初に事項別明細書の 1、2 ページの「総括」をご覧ください。

上の段の歳入につきましては、1 款の分担金及び負担金ほか 3 款構成でございます。下の段の歳出につきましては、1 款の議会費ほか 4 款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

ページを捲っていただきまして、3、4 ページをお願いいたします。

最初に歳入の 1 款、分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの共通経費負担金で、4 億 6,697 万円を計上しております。この負担金にかかる各市町村の負担割合につきましては、連合規約第 18 条第 2 項の規定及び別表第 3 第 1 項共通経費に記載しておりますが、均等割が 10%、高齢者人口割 45%、人口割 45%の各割合で算出しております。

以下、前年度繰越金、諸収入の預金利子及び雑入について、それぞれ 1 万円を計上しております。歳入合計は 4 億 6,700 万円でございます。

続きまして 5、6 ページをお願いいたします。

歳出の 1 款、議会費につきましては、報酬、費用弁償など議会開催にかかる所要額 9 4

万5千円を計上しております。

次の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、主に事務局にかかる一般管理経費を計上しております。総額1億6,870万円余りでございますが、そのほとんどは右下説明欄の最後の派遣職員人件費負担金1億5,130万円となっております。これは、市町村からの派遣職員18名にかかります人件費を派遣元市町村にお返しする予算の計上でございます。

なお、県からの派遣2名及び国民健康保険団体連合会からの派遣2名につきましては、それぞれ派遣元負担をお願いしております。

次に7、8ページをお願いいたします。

2項選挙費、1目選挙管理委員会費及び下段の3項監査委員費、1目監査委員費につきましては、いずれも選挙管理委員会の開催や、例月出納検査及び決算監査など監査業務にかかる所要額などを計上しております。

9、10ページをお願いいたします。

上の段の3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費につきましては、後期高齢者医療制度のPRパンフレットなど広報にかかる予算を2,010万円計上するとともに、広域連合が行う事務処理の根幹をなします電算処理システムの構築に要する委託料2億6,400万円、さらに延べ20万人分の被保険者証の作成にかかる委託料800万円を計上しております。なお、効率性、経済性を考慮いたしまして、システムの構築及び運用につきましては、国民健康保険団体連合会に委託する予定でございます。

最後に、4款予備費につきましては、不測の事態に対応するための計上であります。

以上、歳出合計は4億6,700万円でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 質 疑

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

- 議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

- 議長（小野健一郎君） これより日程第12 議第1号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
日程第12 議第1号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって議第1号については、原案のとおり可決しました。

---

### 議第2号ほか議案6件

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第13 議第2号から日程第19 議第8号までの議案7件を一括上程のうえ、議題といたします。

提案者の説明を求めます。局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただいま上程されました議案7件についてご説明申し上げます。

最初に、議第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会の回数に関する条例の設定についてであります。地方自治法第292条の規定により準用する同法第102条第2項の規定により、本議会の定例会の回数を定める条例を制定するものであります。

広域連合は、特別地方公共団体の位置付けにあり、他の一部事務組合と同様に、予算審議、決算の承認を中心とした、年2回の定例会を予定し、本条例を制定しようとするものでございます。

続いて、議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の設定についてであります。監査委員設置の規定は、規約事項でございますが、監査事務を円滑に行うために地方自治法第200条第2項の規定による事務局の設置、及びその他監査委員に関し必要な事項について同法第202条の規定により、条例を制定するものでございます。

次に、議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の設定についてでございますが、広域連合が保有する行政文書等の公開についての広域連合の責任及び情報公開を請求する側の責任等を規定する条例を制定しようとするものであります。

また、本条例の規定により、不服申立等があった場合の審査機関として、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会を設置するものであります。

続きまして、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の設定については、広域連合の保有する、個人情報の取扱いについて定めるものであります。広域連合における個人情報の適正な取扱いの確保と、個人の権利利益の保護、民主的な事業の推進を目的として、本条例を制定するものであります。また、罰則規定を設けること及び実際の個人情報を取り扱う事業の開始時期を考慮し、平成19年7月1日からの施行としております。

議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬に関する条例の設定については、地方自治法第203条第5項の規定により、特別職の職員の報酬について定めるものであります。

議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合財政説明書の作成及び公表に関する条例の設定についてであります。地方自治法第243条の3第1項の規定により財政に関する説明書の作成及び公表について、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

最後に、議第8号 山形県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の旅費並びに費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

本条例は2月1日専決処分により制定しておりますが、このたび、平成19年4月1日からの地方自治法の一部改正に伴い、条例中「助役」とあるのを、「副市長」と改めるものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

---

#### 質 疑

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

- 議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

- 議長（小野健一郎君） 日程第 13 議第 2 号から日程第 19 議第 8 号までの議案 7 件について一括して採決します。  
お諮りいたします。  
日程第 13 議第 2 号から日程第 19 議第 8 号までの議案 7 件については、原案のとおりに決することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。  
よって、日程第 13 議第 2 号から日程第 19 議第 8 号までの議案 7 件については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第 9 号

- 議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 20 議第 9 号 山形県後期高齢者医療広域連合広域計画についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。局長。
- 事務局長（佐藤吉幸君） ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。  
本議案は、広域連合の設立に伴い作成する地方自治法第 284 条第 3 項に規定する広域計画について、同法第 291 条の 7 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
計画の主な内容といたしましては、制度の実施に関して広域連合と市町村が行う事務、広域計画の期間及び改定について定めるものであります。  
ご審議、よろしくお願ひいたします。

---

#### 質 疑

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより日程第 20 議第 9 号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
日程第 20 議第 9 号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。  
よって、議第 9 号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議 第 1 0 号

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 21 議第 10 号 山形県後期高齢者医療広域連合  
指定金融機関の設置についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。連合長。

○広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第 10 号は、地方自治法第 235 条第  
2 項の規定により、広域連合が公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定  
するにあたり、地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの  
であります。

県内全域を対象とする広域連合の業務であることを勘案し、山形県内で最も店舗数の多  
い、株式会社山形銀行を指定するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 質 疑

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより日程第 21 議第 10 号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
日程第 21 議第 10 号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 10 号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議第 11 号

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 22 議第 11 号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。連合長。

○広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。この案件につきましては、関係市町村長のうちから 2 名を副広域連合長に選任するにあたって、広域連合規約第 12 条第 4 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案にありますとおり、副広域連合長に、遊佐町長 小野寺喜一郎氏、米沢市長 安部三十郎氏の 2 名を選任するものであります。両氏とも、広域連合設立準備委員会から主要な政策の決定に際し、係わっていただいていることを考慮しての人選でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

---

#### 質 疑

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより日程第 22 議第 11 号について採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第 22 議第 11 号については、同意することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 11 号については、同意することに決しました。

ただいま選任されました副広域連合長のおふたかたがこの場におられますので、ご紹介いたします。遊佐町長 小野寺喜一郎さん、米沢市長 安部三十郎さんです。

---

#### 議第 12 号

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 23 議第 12 号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。連合長。

○広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第 12 号 広域連合の監査委員の選任につきましては、山形市におきまして代表監査委員を務めます、山口正志氏を選任する



ことについて、広域連合規約第 17 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

---

#### 質 疑

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

- 議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

- 議長（小野健一郎君） これより日程第 23 議第 12 号について採決いたします。  
お諮りいたします。  
日程第 23 議第 12 号については、同意することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。  
よって、議第 12 号については、同意することに決しました。

---

#### 議第 13 号

- 議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 24 議第 13 号 山形県後期高齢者医療広域連合  
監査委員の選任についてを議題といたします。  
なお、地方自治法第 117 条の規定により、関係議員は退席をお願いします。  
（関係議員除斥）  
提案者の説明を求めます。連合長。

- 広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第 13 号につきましては、広域連合  
の監査委員のうち、広域連合議会議員である者につきましては、加藤孝議員を選任するこ  
とについて、広域連合規約第 17 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであり  
ます。

---

#### 質 疑

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

- 議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより日程第 24 議第 13 号について採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第 24 議第 13 号については、同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議第 13 号については、同意することに決しました。

（関係議員着席）

ただいま選任されました監査委員のおふたかたがこの場におられますので、ご紹介いたします。

識見監査委員の山口正志さん、議会選出監査委員の加藤孝さんです。

---

#### 議第 14 号

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 25 議第 14 号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。連合長。

○広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第 14 号につきましては、先ほど、可決いただきました山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び個人情報保護条例に規定しております情報公開・個人情報保護審査会の委員を、熊谷誠氏、今野健一氏、佐多和子氏、諸橋哲郎氏、和田英光氏の 5 名に委嘱することについて、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 22 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同 5 名の皆様には、現在も、山形市において、同名、同内容の委員をお引き受けいただいているところであります。

---

#### 質 疑

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより日程第 25 議第 14 号について採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第 25 議第 14 号については、同意することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、議第 14 号については、同意することに決しました。

---

#### 選挙管理委員の選挙

○議長(小野健一郎君) 続いて、日程第 26 選挙管理委員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合の選挙管理委員について、議会において選挙を行うものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野健一郎君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長によって指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、細谷伸夫氏、佐藤章夫氏、伊豆倉弘子氏、板垣隆氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました 4 名の方をもって、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました細谷伸夫氏、佐藤章夫氏、伊豆倉弘子氏、板垣隆氏が山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

---

#### 議会案第 3 号

○議長(小野健一郎君) 日程第 27 議会案第 3 号 広域連合長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○15 番(菅井儀一君) ただいま上程されました議会案第 3 号について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

当案件は、議会の権限に属する軽易な事項として、県内各市町村でも概ね設定している、1 件 50 万円以内の広域連合の責による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、広域連合長の専決処分事項として指定するものであります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

---

#### 質 疑

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

---

#### 討 論

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

---

#### 採 決

○議長（小野健一郎君） これより日程第 27 議会案第 3 号について採決いたします。  
お諮りいたします。

日程第 27 議会案第 3 号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議会案第 3 号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 閉 会

○議長（小野健一郎君） 以上で、今臨時会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

これをもちまして、平成 19 年 3 月山形県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 1 時 4 5 分 閉会

会議規則第 5 9 条の規定により下記に署名する。

議 長 小 野 健 一 郎

署名議員 佐 藤 誠 六

署名議員 加 藤 孝